Title	労基法第二十四条所定の「通貨」について
Author(s)	岩田, 実
Editor(s)	
Citation	大阪府立大学紀要(人文・社会科学). 1964, 12, p.211-217
Issue Date	1964-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10466/12150
Rights	

岩田

実

毎月最低一回払、および一定期日払の五原則を規定している。 毎月最低一回払、および一定期日払の五原則を規定している。 毎月最低一回払、および一定期日払の五原則を規定している。 毎月最低一回払、および一定期日払の五原則を規定している。 毎月最低一回払、および一定期日払の五原則を規定している。 毎月最低一回払、および一定期日を定めて支払わなければならない。 度かる賃金についてはこの限りではない。」として、通貨払、全額払 定める賃金についてはこの限りではない。」として、通貨払、全額払 に入りまする。②

働者が受取りにこなかったことと、その結果それらの人達の賃金を金協約に別段の定めがないにもかかわらず、賃金支払日に当該労等を理由に通貨に代えて預金通帳を渡している。等を理由に通貨に代えて預金通帳を渡している。

注

ようとするものである。

十四条所定の通貨払の原則に抵触しないのかという点について考察し

直接労働者に支払わないで預金通帳で渡すことが、前述の労基法第二右に述べたような、賃金支払日以降には賃金支払者が賃金を通貨で

その他後掲書等参照・本広作著「改訂新版労働基準法解説」二〇一頁

.

察する必要が存する。 まず労基法第二十四条所定の「通貨」とは何を指すのかについて考

る。 て、 いかな る 定義がなされているのかについて 考 察す る ことにすて、 いかな る 定義がなされているのかについて 考 察す る ことにすそこで労働法学上、 この労基法第二十四条所定 の 「通貨」 に対し

会通念上現金と呼称されるものでなてもよく、 うる。従ってこのことから類推すれば、「通貨」とはいわゆる社 度においてはそれが許されてもよいとしているものであると解し 慮において『法令又は労働協約に別段の定をしたとき』はとくに らである。しかしこれを全面的に禁止すると、却って労働者に不 払の原則は、いわゆるトラック・システム(現物給与)の禁止を 条、兑換銀行券条令四条)」とも述べられている。このことから ではなかろか。しかし、同書で同教授は「通貨」の意味について の賃金と同額に正当に換金しうるものであればよいと解しうるの てはならないが、労働者にとって現物給与が不利益とならない限 には欠陥が存するから、労働者に対する賃金として現物給与をし 許すことにしたのである。」としている。すなわち現物給与制度 利益となるので、右の弊害の生じないこと並に労働者の利益を考 し、封建的な労使関係の温床となるし、第二に、現物給与は、賃 それは第一に、現物給与特に住宅、寄宿舎の給与が労働者を拘束 わが国の工場法もその原則を採用していた(同法施令二二条)。 目的とするものであり、通常の労働法の採用するところであって、 金の引下げをもたらし、第三に現物給与は、闇取引のもととなるか 「ここに、『通貨』とは、 労基法第二十四条の通貨払の原則について、松岡教授は「通貨 強制通用力ある貨幣をいう(貨幣法七 労働の対価として

になる(この点については本稿二一五頁を参照されたい)。になる(この点については本稿二一五頁を参照されたい)。る。もしそうだとすれば、前述の理解との間に矛盾が存することすれば、「通貨」とは いわゆる 現金のみを 指すものと 解せられ

慶谷教授は「賃金は、『通貨』で支払わなければならない。通 慶谷教授は「賃金は、『通貨」で支払わなければならない。通 しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で は、労働者の生活の自由を確保するだが、労基法第二十四条の目的 は、労働者の生活の自由を確保するにあるのだから、それに反 して、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣すなわち社会通念 して、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣すなわち社会通念 して、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣すなわち社会通念 しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で しない限度において現金と同一の機能を有するものであれば何で

同旨のことを述べられているのではなかろうか。
このことから類推すれば、前述の松岡説も表言こそ違え、これと

反しない限りにおいては、ことにいう「通貨」とは現金でなくとている。製品等の支給で通貨の支払にかえる慣行(いわゆるトラック・システム)が、かってに、広く行なわれたことがあるが、かた、労働者の生活を圧迫する危険が大きいからである。」とし更に、「賃金は『通貨』で支払われなければならない。通貨とは関連用力のある貨幣(貨幣法七条)であるが、通貨払の制度が主として、現物給与の禁止を目的としている点に鑑み、振替貯蓄主として、現物給与の禁止を目的としている点に鑑み、振替貯蓄主として、現物給与の禁止を目的としている点に鑑み、振替貯蓄主として、現物給与の禁止を目的としている点に鑑み、振替貯蓄にが、労基法第二十四条の目的(トラック・システムの禁止)にいが、労基法第二十四条の目的(トラック・システムの禁止)にしている。」として、賃金は原則として現金で支払わなければならないが、労基法第二十四条の目的(トラック・システムの禁止)にしている。」として、賃金は原則として現金で支払わなければならないが、労基法第二十四条の目的(トラック・システムの禁止)にある。」というでは、対している。」とは現金でなくとのでする。」というによりにより、対している。

同趣旨であるといいうる。説も、表言の多少の相違はあっても、結論としては、前記諸説とも、現金と同一の機能を有するものならばよいとしている。このも、現金と同一の機能を有するものならばよいとしている。この

要がないといえる。問題になるのは、小切手とか振替貯金で支払 にも行かず、遠方に送金する場合に振替貯金を禁止するわけにも 賃金と見ないのであるから、この但書前段の規定も、ほとんど必 切なりとされるので、賃金通貨支払も常に労働者保護になるとい 倣したものであって、我国に現実に堪えがたき実害があって出来 行かない。もし労働者に零細な賃金を払う場合に小切手で払えば って良いかということであるが、 価額を賃金より差引き、評価の出来ないものは福利施設と認めて 応ずる為のものであるが、実物給与にして評価の出来るものは評 の場合において、実物給与の必要があるという時、実際の必要に たのは、物資統制時代に、実物給与を希望したとか、技能者養成 うものではない。第一項の但書が、前段の実物に依る支払を認め によらない。これ等の事例においては実物給与が通貨給与より適 の実物給与(ミルク・オレンジジェース等)によるので貨幣給与 原則である。英国において児童の栄養改善のための給与は栄養物 険においては治療費を通貨で 労働者に 支払う ことは 幣害ありと は貨幣によって支払わなければならぬとされている。然し社会保 実物給与は労働者に消費の自由を奪うから、労働者に対する賃金 た規定ではない。抽象論として『貨幣は自由を与える』に反し、 賃金禁止法)に起源するので、我国においても、形式的にこれを模 よって払われたという幣害を除く為に出来た Truck act (現物 医療の給付は現物支給として医師に治療費を払うのが各国の 重役の賞与も含んでいる以上、小切手支払いを禁止するわけ |岡寿逸教授は「通貨払の原則は、英国において賃金が実物に 賃金の中には、 高級幹部職員

> とこう。 ら、これは禁止する必要はない。」と史的説明をも加えて詳論さら、これは禁止する必要はない。」と史的説明をも加えて詳論さら、これは禁止する必要はないか、という。

はなかろうか。 のあることを想起すれば、小切手と預金通帳の性格は違うとして るのであろう。でも、賃金を現金の代わりに預金通帳で渡すこと うな心配はないから小切手支払を禁止する必要はないとされてい に対して零細な賃金を小切手で支払えば弊害は存するが、とのよ ことの便利性の問題を勘案しているものと思う。それ故に労働者 拒絶の問題を勘案しているのではなく、むしろ小切手を利用する 切手支払を認めるか否かについて論じているのは、小切手の支払 ら、これは禁止する必要はない」としているが、ここにおいて小 ば弊害があるが、かかる 非常識な ことが 行われる 心配もないか である。更に、「労働者に零細な賃金を払う場合に小切手で払え おいては、現金書留制度も存している故、現金による送金も可能 貯金を禁止するわけにも行かない」と述べられているが、現今に 許すと解しては如何と思う。また、「遠方に送金する場合に振替 が特定の理由により小切手支払を望む場合に限ってのみ、それを も行かず」とあるが、この場合通貨とは現金と解し、労働者個人 や、重役の賞与も含んでいる以上、小切手支払を禁止するわけに しかし、この説述のなかにおいて「賃金の中には、高級幹部職員 ても現金と同一の機能を有するものであればよいとしている。 結論としては、以上の諸説と同様で、「通貨」とは、現金でなく 指定場所へ出頭し現金と換える段においては不便さは同一で

り、実際上の便宜に応じてこれに代る方法をとることは差支えなしようとする目的をもつものであるから、その目的に反しない限末弘教授は「通貨支払の原則は、労働者の生活上の自由を確保

はいとしている。以上の諸説はとの説に準拠しているかのようによいとしている。以上の諸説はとの説に準拠しているかのようには、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制をいる。例えば、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制をい。例えば、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制をい。例えば、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制をい。例えば、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制をい。例えば、会社から直接通貨支払とする代わりに振替貯蓄制を

であるといいうる。なくても現金と同一の機能を有するものであればよいとしているものなくても現金と同一の機能を有するものであればよいとしているもの右に述べた諸説を要約すると、結論として、「通貨」とは、現金で

次に、寺本広作氏は「通貨払いについて規定を設けることはト次に、寺本広作氏は「通貨払いについて規定を設けることはた。」るので本法では先例通り原則としてこれを禁止するのが労働保護立法の例であり工場法施行令(第二分を禁止するのが労働保護立法の例であり工場法施行令(第二分ので本法では先例通り原則としてこれを禁止するととした。」るので本法では先例通り原則としてこれを禁止することとした。」と述べ、

からである。」と述べられている。 金の実質的引き下げなどの不利益を労働者に与えるおそれがある年は、価格も不明確であり、換価にも不便であるのみならず、賃貨幣(貨幣法第七条)で支払わなければならない。けだし現物給また、高田章教授も「賃金は通貨、すなわち、強制通用力ある

これら両説はともに、 現物給与制度の欠陥を指適し、 それ故

不明確であるといいうる。切手および振替貯金等について触れられていないので、その点は切手および振替貯金等について触れられていないので、その点は現金と同一の機能を有するものであればよいとしているのか、小指すのか、あるいは末弘説をもって代表されるような説のごとくのだとしている。しかし、ことにいう「通貨」とは、現金のみをのだとしている。しかし、ことにいう「通貨」とは、現金のみをのだとしている。

これとは別に浅井教授は、単に「賃金は、通貨で、直接労働者に、 その全額を、 毎月一回以上一定の期日に支払わねばならない。しかし、法令または労働協約に特別の定がある場合は通貨以外のもので支払い、また法令に別段の定があるか、もしくは労使間の所定の協定がある場合には賃金の一部控除も認められる。組合費をの他の控除を約するいわゆるチェックオフ(check off)協定との他の控除を約するいわゆるチェックオフ(check off)協定があるが、通貨とは何を指すかについて触れておられない。それ故、「通貨」とは、現金のみを指すのか、あるいは現金と同一の機能を有するものであってもよいとされているのか判然としない。この点において、寺本、高田説と同旨であるといいうる。と述べられている。すなわち、賃金は通貨で支払われなければならないと説述されているが、通貨とは何を指すかについて触れておられない。それ故、「通貨」とは、現金のみを指すのか、あるいは現金と同一の機能を有するものがあるといいうる。

賃金の引下げをもたらし、第三に、現物給与は、闇取引のもとと束し、封建的な労使関係の温床となるし、第二に、現物給与は、れは、第一に、現物給与とくに住宅、寄宿舎の給与が労働者を拘シックシステム(現物給与)の禁止を目的とするものである。そ更に、松岡教授は、「賃金の法律相談」において「いわゆるト更に、松岡教授は、「賃金の法律相談」において「いわゆるト

たとき』はとくに許すことにしている。者の利益を考慮において『法令または労働協約に別段の定めをし働者に不利益となるので、右の弊害の生じないことならびに労働なるからである。しかしこれを全面的に禁止すると、かえって労

の範疇が判然としなかったことによる。 対する筆者の理解は誤りであるといわざるを 得ない。 なかろうか。もしそうであるとするならば、先に述べた松岡説に から、賃金として支払われるものは、現金に限るとされるのでは なかろうかと思われる。従って、現物給与制度には欠陥が存する 賃金には現物給与と現金とがあるという考え方に基づくものでは ゆる現金を指すとしている。これは労働の対価として支払われる が存し、労働者に不利となる場合が多いから、「通貨」とはいわ を補足されたものかと思う)。すなわち、現物給与制度には欠陥 を指すとされている(筆者の理解力の不足か、著者が後日その説 なり、「通貨」とは、明白に強制通用力のある貨幣いわゆる現金 解労働基準法」に述べられていることから先に類推した場合と異 通用力ある貨幣 うな立場からみると、この通貨も、貨幣法のいう通貨すなわち強制 通貨払の義務は、右の目的から判定しなければならない。そのよ いうように厳格に解すべきである。」と述べられ、 現金以外の小切手等について触れられていなかったので通貨 (貨幣法七条、兌換銀行券例四条)のみを指すと 同教授の「条 このこと

受領した労働者に不便と若干の危険を与えるものであるから、通、状では必しも一般に普及している支払手段とは言い難く、これをが含まれる。小切手、振替貯蓄等を利用する支払については、こが自通用力のある貨幣をいい、鋳造貨幣のほか、紙幣及び銀行券強制通用力のある貨幣をいい、鋳造貨幣のほか、紙幣及び銀行券強制通用力のある貨幣をいい、鋳造貨幣のほか、紙幣及び銀行券

と同一の機能を有するものは通貨に含まれないとしている。う。」として、「通貨」とは、現金のみを指すのであって、現金貨という語の字義通り、小切手等は含まれないと解すべきであろ

本多教授も「わが国現在の労使関係においては、小切手等が通本多教授も「わが国現在の労使関係においては、小切手等が通知のある貨幣いわゆる社会通念上呼称される現金を指すとされている。」と述べられている。すなわち、「通貨」とは、強制通に対する。」と述べられている。すなわち、「通貨」とは、強制通に対する。」と述べられている。すなわち、「通貨」とは、強制通には、かつ労働者は使用者の賃金を記している。

右に述べた諸説を要約すると、結論として、「通貨」とは、いわゆる社会通念上現金と呼称されるもののみでなく、現金と同一の機能を有するもの(たとえば小切手等)であればよい」とする説と、これとは反対に、「通貨とは、強制通用力のある貨幣いわゆる社会通念上現金と呼称されるもののみでなく、現金と同一の機能を有するもの(たとえば小切手等)を含まない」とする説、および「『賃金は、通貨で、直接労働者に支払ものを指し、現金と同一の機能を有するもの(たとえば小切手等)を含まない」とする説、および「『賃金は、通貨で、直接労働者に支払ものを指し、現金と同一の機能を有するもの(たとえば小切手等)を含まない」とする説、および「『賃金は、通貨で、直接労働者に支払ものを指し、現金と同一の機能を有するものであればよいとを指すのか、あるいは現金と同一の機能を有するものであればよいともなければならない』とのみ説述して、それ(通貨」の定義については、結合に述べた諸説を要約すると、結論として、「通貨」とは、いわゆる社会通念上現金と同一の機能を有するものであればよいともなければならない』とのみ説述して、「通貨」の定義についてしかし大別すると、労基法第二十四条所定の「通貨」の定義についてしかし大別すると、労工を対しているといいうる。

(1) 松岡三郎著「条解労働基準法」一三六頁

(2) 松岡三郎著「前掲書」一三七頁

- (3)慶谷淑夫著「労働基準法概説」八九頁
- (4) 吾妻光俊編「註解労働基準法」二三〇頁
- (5) 吾妻光俊編「前掲書」二三一頁
- (6) 北岡寿逸著「労働法講義」九三、九四頁
- (7)末弘厳太郎著「労働基準法解説」(法律時二〇巻二号)二四頁/、 ̄ー ̄ー
- (8) 寺本広作著「改訂新版労働基準法解説」二〇一、二〇二頁
- (9) 高田章著「労働法概説」一六九頁
- (10) 浅井清信著「労働法概説」二一六頁
- 1) 松岡三郎著「賃金の法律相談」五六頁
- 宮島久義著「労働法上の賃金」一三九頁同旨い)労働省労働基準局編著「労働基準法」上、二五一頁
- 八頁(3)共同研究労働法1「労働基準法論」(代表著者西村信雄)一五七、一五(3)共同研究労働法1「労働基準法論」(代表著者西村信雄)一五七、一五

=

つき吟味を加えることにする。の学説の存することを知り得たのであるが、次に、この二つの学説にの学説の存することを知り得たのであるが、次に、この二つの学説に前項において、労基法第二十四条所定の「通貨」の定義につき二つ

であればよいとする説についてである。上現金と呼称されるものでなくても、現金と同一の機能を有するものその一は、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣いわゆる社会通念

よいとしているのである。金と同一の機能を有するもの(たとえば小切手や振替貯金)であればあるからとする点に帰一するのである。それ故に、現金でなくとも現貨払の原則が現物給与制度の欠陥を是正するために設けられたものでとの説のその事由とするところは、畢竟、労基法第二十四条所定の通

しかし、小切手や振替貯金においてはそれを利用することの便利な場

たるもあるが、小切手においては時として支払 拒絶 にあう 危険性もあら、かつ、指定された場所へ労働者は換金しに行かなければならないを受取るためには遅刻をするか早退をするか等をしなければならないを受取るためには遅刻をするか早退をするか等をしなければならないととなって(その結果は賃金や昇進等に影響が及び)、労働者はそれを受取るためには遅刻をするか早退をするか等をしなければならないでととなって(その結果は賃金や昇進等に影響が及び)、労働者はそれをできまでが来ることになる。そうでなければないこととなり、その営業時間は当該労働者の勤務時間であるのが常である故、当該労働者がそれをできます。この場合、支払先は銀行であるから、労働者はとれるであるが、小切手においては時として支払 拒絶 にあう 危険性もあるが、小切手においては時として支払 拒絶 にあう 危険性もあ

にする方がむしろ法目的に合致するのではなかろうか。る現金を指すものと解しては如何と考察するものである。このよう解る点を考慮するならば、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣いわゆまた、労基法は労働者を保護する目的をもって制定せられたものであ

すとする説についてである。その二は、「通貨」とは、強制通用力のある貨幣いわゆる現金を指

のである。
にしても労働者が不利益をこうむるからであるという点に帰一するもにしても労働者が不利益をこうむるからであるという点に帰一するも拒絶にあう危険性があり、振替貯金においては不便が伴ない、いずれこの説のその事由とするところは、畢竟、小切手においてはその支払

ものである。 私見としては、その一において吟味したように、この見解に賛同する

通帳でもって賃金を支払う場合については如何に取扱うかを明文をもするものについては触れていない。たとえば、本稿においていう預金いるが、小切手および振替貯金以外のいわゆる現金と同一の機能を有振替貯金が労働者に不利益をもたらすものであるという点を強調してしかし、この説においては、いずれもその事由として、小切手および

金と同一に取扱うようにしては如何と考察する次第である。の適用範囲を更に進めて頂き、この預金通帳をも小切手および振替貯って記せられていないが、既に述べたような事由等に従って、この説

匹

するものである。わゆる現金と呼称されるもののみを指すと厳格に解しては如何と考察た義については二つの学説が存するが、「通貨」とは、社会通念上い以上において考察したように、労基法第二十四条所定の「通貨」の

間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 間の損失を強用せられることになる。 に、とここにおいて本稿にいう預金通帳をもって賃金を支払う ところで、ここにおいて本稿にいう預金通帳をもって賃金を支払う ところで、ここにおいて本稿にいう預金通帳をもって賃金を支払う ところで、ここにおいて本稿にいう預金通帳をもって賃金を支払う 間の損失を強用せられることになる。

とは、現金のみに限ると解する方が法目的に合致するのではなかろう労働者の保護を目的として制定せられたるものである以上、「通貨」制度の欠陥を是正するために設けられているとしても、労基法自体がになるから、たとえ労基法第二十四条所定の通貨払の原則が現物給与すなわち、このような不利益を労働者が負うことを強いられること

دل

定の「通貨」に該当しないものであると主張する次第である。 如何と思考するもである。それ故に、預金通帳も労基法第二十四条所の上において流通性ないしは安全性の点で差違が存し、同一視するこの上において流通性ないしは安全性の点で差違が存し、同一視するこの上においた同一の機能を有するものであればよいとしても、現金と現らず現金と同一の機能を有するものであればよいとしても、現金と現かつ、労基法第二十四条の目的からして、「通貨」とは現金のみに限かつ、労基法第二十四条の目的からして、「通貨」とは現金のみに限

い、。 思に基づいて 当該労働者が 小切手等で 受領することは 何等差支えなる特殊な事情たとえば病欠等によって、その賃金を、当該労働者の意るのが妥当なりと考察するものである(もちろん、労働者の側におけ貨」とは、「現に流通している貨幣」いわゆる現金のみを指すと解す後って、右に述べたような次第にて、労基法第二十四条所定の「通

他に論述したき点が存ずるも、紙数の制約により割愛する。労働者に「通貨」いわゆる現金でもって支払われなければならない。上の労働者にもその適用をみるべきものであるから、賃金はすべてのなお、労基法第二十四条は一般の労働者はもちろん特別労働関係法